

意見募集案件	道路占用料の一部改正
担当課	建設部土木事務所 電話 011-372-3311 内線 758

意見募集期間	平成 23 年 12 月 1 日(木)から平成 24 年 1 月 4 日(水)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(土木事務所)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク ◇中央公民館、芸術文化ホール、図書館、大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報きたひろしま 12 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	建設部土木事務所 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-7700 電子メールアドレス: dobokujb@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	平成 24 年 2 月頃 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 近年の全国的な地価下落の影響により、国及び北海道は平成 23 年度から道路占用料を改正しました。そこで当市としても、改正された国の道路占用料の金額に準じて、道路占用料を改正し、平成 24 年度からの施行を予定しております。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 道路占用料の一部改正 (3) その案の根拠となる法令の規定 道路法施行令第 19 条 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 道路占用料の増減による、申請者への負担の増減
対象となる政策等 の原案	
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 議会への条例案提出